

令和 7 年 7 月 3 0 日
 子 ども ・ 若 者 部
 子ども・若者支援課

「世田谷区子どもの権利委員会」の設置について

1 主旨

世田谷区子どもの権利条例第 3 9 条で定める、子どもの権利を保障するための第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備するため、世田谷区子どもの権利委員会条例に基づき、「世田谷区子どもの権利委員会」を新たに設置する。

2 所掌事項

区長の附属機関として、区の実施する施策における子どもの権利保障の状況について調査、評価検証し、制度の改善等の提言を行う。

3 第 1 期「世田谷区子どもの権利委員会」の期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで

4 委員

(1) 第 1 期「世田谷区子どもの権利委員会」委員

区分	氏名	所属等
学識経験者 (4 人)	森田 明美	東洋大学名誉教授
	佐藤 亜樹	東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科准教授
	高石 啓人	日本大学文理学部社会福祉学科助教
	中 智美	子どもの権利条約総合研究所研究員
区民 (2 人)	※	(7 月 1 日から開始した公募により候補者を決定)
若者 (3 人)	※	(7 月 1 日から開始した公募により候補者を決定)
		(ユースカウンスルから候補者を決定)
		(教育委員会の推薦により候補者を決定)

※令和 7 年 8 月中に決定の上、委嘱する。

(2) 任期

(学 識 経 験 者 委 員) 令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで

(区民委員及び若者委員) 令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年 6 月 3 0 日まで

5 今後のスケジュール (予定)

令和 7 年 9 月 2 日 第 1 回子どもの権利委員会

1 2 月 9 日 第 2 回子どもの権利委員会

令和 8 年 2 月 子ども・若者施策推進特別委員会 (第 1 期のテーマ等)

2 ～ 3 月 第 3 回子どもの権利委員会

令和 8 年度～子どもの権利委員会を 3 回程度開催し、検討結果を取りまとめる

子どもの権利委員会の設置について

別紙（世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）より抜粋）

2

New 子どもの権利委員会

- ①「子どもの権利」の保障に向けた、区の施策の評価検証機能
- ②「子どもの権利」に関する広報・普及啓発・教育機能

(1) 定例会の開催（年3～4回程度）

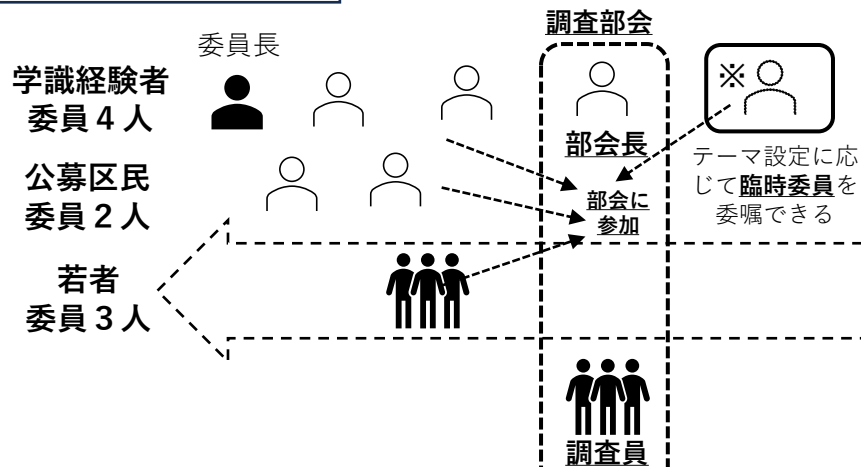
具体的には、①調査テーマの決定、②ヒアリング調査結果に基づく評価・検証、③政策提言書の作成等について議論する。

(2) ヒアリング調査【部会が実施】（年5～10回以内）

ヒアリング調査は子どもの権利について説明したうえで行う。学識経験者が部会長となり、調査員とともに実施する。公募区民委員と若者委員、他の学識経験者も部会に参加し、必要に応じて調査に同行する。

(3) 政策提言書の作成（2年に1回）

評価検証結果や政策提言をまとめ、区長に報告する。



部長会

評価検証結果・
政策提言の共有
及び検討依頼

事務局

（子ども・若者支援課）
子どもの権利委員会の事務調整
広報・普及啓発事業の企画・運営
※条例パンフレット作成「子どもの権利の日」など

連携・協力

課題共有会議

各会議体の代
表が集まり、
課題を共有す
る。（年2回）

個別救
済の視点

教育委員会

せたホッと

- ③「子どもの権利」の個別救済機能
- ②「子どもの権利」に関する広報・普及啓発・教育機能

児童福祉審議会

社会的養護など児童福祉に関する専門的事項の評価の視点

計画の進行
及び評価の視点

New 子ども・若者・子育て会議

オブザ
ーバー
として
参加

若者
委員
委員として参加

New 子ども・若者が参加参画し 意見表明する機会

●ユースカウンスル

子ども・若者が参加参画し区政に意見を反映する
子ども・若者が提起した課題や、区が提起した
課題について若者目線で議論し、区へ提言を行う。

委員として参加

メンバー（若者）

メンバー（子ども）

●年間を通じて、子どもの身近な場に 参加参画と意見表明の機会を設置

児童館

子ども会議をはじめとした、
各館独自の取組み

青少年交流センター

子ども・青少年会議